

神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法第23条第1項及び第2項の規定に基づき、本市が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校園」という。）に置く学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の委嘱その他必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、学校医等の委嘱等に関する事項は、学校保健安全法（以下「法」という。）その他関係法令に定めるところによる。

(配置基準)

第2条 学校医等の配置は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要であると認めるときはこの限りでない。

学校医等の区分	配置する学校園
学校医（内科）	全学校園
学校医（眼科）	全学校園
学校医（耳鼻咽喉科）	全学校園（幼稚園を除く）
学校歯科医	全学校園
学校薬剤師	全学校園

(委嘱)

第3条 学校医等の委嘱は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師の免許を有するものの中から、学校園長の内申に基づいて教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する内申にあたっては、学校園長は、神戸市医師会、神戸市歯科医師会、神戸市学校薬剤師会（以下「推薦団体」という。）の推薦に基づくものとする。

(委嘱期間)

第4条 学校医等の委嘱期間は、2年とする。ただし、前任者が委嘱期間中に辞職した場合における後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学校園において統廃合が予定されている場合、新設されなくてもない場合若しくは内科医及び歯科医を複数配置する場合は、委嘱期間を1年とすることができる。

3 第1項及び第2項の委嘱期間は、更新することができる。ただし、更新の際は、推薦団体の推薦を必要とする。

4 前項の委嘱期間は、満75歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて更新することはできない。ただし、推薦団体から当該年齢を超えて引き続き推薦がある場合は、委嘱期間の更新が必要であると教育委員会が認めた場合には更新できるものとする。

(身分)

第5条 学校医等の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤特別職員とする。

(学校医等の職務内容)

第6条 学校医等は、法第23条第4項及び第5項に基づいて、学校園における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

(服務)

第7条 学校医等は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職責を果たさなければならない。

2 学校医等は、その職務を遂行するにあたり、法令及び市の定める条例、規則に従わなければならない。

3 学校医等は、その職及び学校園の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。

4 学校医等は、法令に特別の定めがある場合または教育委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。解嘱後も同様とする。

5 学校医等は、毎学年定期に、結核検診として胸部レントゲン写真、あるいはその結果を推薦団体に提出しなければならない。

(執務記録)

第8条 学校医等が職務に従事したときは、その状況の概要を学校医等執務日誌に記入して所属学校園長に提出するものとする。

(不測の事態における職務遂行)

第9条 学校医等に職務遂行が不可能な不測の事態(事故・疾病等)があるとき、当該学校医等は教育委員会の承認を得て、第3条第1項に規定する学校医等に臨時にその職務の一部を行なわせることができる。

2 前項の規定に基づく職務に対する費用は、当該学校医等が負担する。

(報酬及び報酬の支給日)

第10条 学校医等に対する報酬は、基本給、内科加算(内科校医のみ)、生徒数加給、教職員加給(内科校医のみ)で算出し、毎年度上半期を9月、下半期を3月に、教育委員会が学校医等の指定する口座に振り込むものとする。なお、就学時健康診断、う歯秋季特別検診、就園前健康診断、耳鼻咽喉科医未配置園検診は別に算出し支払うものとする。

(報酬からの控除)

第11条 教育委員会は、学校医等に報酬を支給する際、その報酬額から所得税源泉徴収額を控除しなければならない。

(学校医等の住所等の変更)

第12条 学校医等は、次に掲げる事項に変更があったときは、学校園長を通じて、教育委員会に遅滞なく報告しなければならない。

- (1)住所又は住居表示の変更(診療所・勤務先・自宅)
- (2)報酬の振込先の変更
- (3)氏名の変更
- (4)その他

(公務災害補償)

第13条 この要綱により委嘱された学校医等の公務上の災害に対する補償については、

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律並びに神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定を適用する。

(解嘱)

第14条 学校医等が、次の各号のいずれかに該当する場合は解嘱する。

- (1) 委嘱期間が満了した場合
- (2) 辞職を願い出て、承認があった場合
- (3) 死亡した場合
- (4) 医院等を廃止した場合
- (5) 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を取り消された場合

2 前項第2号の規定により解嘱する場合には、学校医等は解嘱を希望する日の1月前までに教育委員会に願い出なければならない。

3 教育委員会は、学校医等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを解嘱することができる。

- (1) 著しく勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障により6月を超える休業（病気休暇取得期間を含む）を必要とする場合
- (3) 刑事事件に関し処罰された場合
- (4) その他学校医等としてふさわしくない行為のあった場合

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は推薦団体と協議をし、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度においては、現に学校医等に委嘱されている者及び新たに学校医等に委嘱される者の第4条の規定にかかる委嘱期間は平成19年3月31日までとする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。